

平成 18 年 11 月 29 日

各 位

東京都渋谷区恵比寿 4 丁目 20 番 3 号
デジタル・アドバイザーズ・コンサルティング・コンソシアム株式会社
代表取締役社長 矢嶋 弘毅
(コード番号 4281)
問い合わせ先 戦略統括本部 IR 担当
Tel : 03-5449-6300 email : ir_inf@dac.co.jp

「内部統制システム構築の基本方針」にもとづく体制について

当社は、平成 18 年 5 月 31 日付で公表した「内部統制システム構築の基本方針」にもとづき、本日付で「リスクマネジメント委員会」および「コンプライアンス・ホットライン(内部通報制度)」を下記のとおり設置することにいたしました。

1. リスクマネジメント委員会

「リスクマネジメント委員会」は、当社および当社グループの企業価値の維持・向上を図るうえで管理すべきリスクを洗い出し、適切な対応策を講じるとともに、リスク発生時の損害ないし被害を最小に留めるべく迅速かつ最善の対応を図ることを目的として設置するものです。

具体的には、当委員会は、個別の分科会、関係各部門、子会社・関連会社に対して、企業経営および事業運営におけるリスク対応策の検討および実施を指示することで、リスク管理における PDCA サイクル全般を統括し、適時必要な意思決定を行ってまいります。

また、当委員会の活動状況については定期的に取り締役に報告を行います。これにより取締役の経営意思決定と、リスクマネジメント委員会のリスクに対する意思決定との連携に一貫性を維持いたします。また、当委員会の実施状況が適切かつ有効であるかどうかについては、監査役会が監視・検証いたします。

なお当委員会の委員長は当社の取締役社長とし、執行役員を構成員とするほか、常勤監査役がオブザーバーとして参加いたします。

また、当委員会内の個別分科会として、既存の「情報セキュリティ委員会」を「情報セキュリティ分科会」と改称して設置するほか、新設会議体として「内部統制体制準備分科会」「業務品質管理分科会」を設置いたします。こうした分科会は、特定のリスク分野に特化した検討をおこなうもので、今後も必要に応じて当委員会の下部組織として設置してまいります。

このたび設置する分科会の活動内容はそれぞれつぎのとおりです。

「情報セキュリティ分科会」(「情報セキュリティ委員会」から改称。)

ISO-27001(従前の BS7799 および ISMS 認証)の取得および維持のため、「情報セキュリティ基本方針」および「ISMS マニュアル」の維持・管理および社員に対する教育および監査を実施しています。なおこの実績として、当社は、平成 16 年 11 月に BS7799 および ISMS 認証を受け、平成 18 年 10 月には ISO-27001 の審査により認証取得しております。

内部統制体制準備分科会(新設)

子会社・関係会社を含めた内部統制システムの構築と運用体制の整備を推進することを目的として設置いたします。分科会長は取締役経営管理本部長とし、その構成員は各業務を担当する執行役員が担い、さらに常勤監査役がオブザーバーとして参加いたします。

当分科会は「リスクマネジメント委員会」の意思決定にもとづき、子会社・関係会社を含めた内部統制の評価、対応のスケジュールの策定、体制の確立を行い、内部統制システムの整備とその運用を継続的に推進する主体となります。

業務品質管理分科会(新設)

商品・サービスに関連する業務の品質を向上させ、付加価値を高めるために必要な様々な業務の効率化および改善を推進することを目的として設置いたします。分科会長は営業本部副本部長とし、その構成員は各業務を担当する執行役員等が担います。

当分科会は「リスクマネジメント委員会」の意思決定にもとづき、業務効率化あるいは品質維持・向上の阻害要因の抽出、対処施策およびスケジュールの策定、実施、モニタリングを継続的に推進する主体となります。

2. コンプライアンス・ホットライン(内部通報制度)

当社は、社会的信頼性を維持し業務運営の適正性を確保するために、会社法に基づく内部統制システムの構築と運用体制の整備を行ってまいります。「コンプライアンス・ホットライン」はこの活動の一環として、当社従業員が、当社内における組織的または個人的なコンプライアンス違反を発見した場合に、安心して会社に情報提供ができるように設ける内部通報制度です。

なお当社は、公益通報者保護法(平成 18 年 4 月施行)を踏まえ、通報者に不利益を与えないよう配慮しながら、通報内容の十分な調査、検討のうえ、すみやかに改善指示を行うものとします。また、コンプライアンス・ホットラインでは、社内(法務セクション)と社外(当社顧問弁護士)の2つの窓口を設けるとともに、当制度の維持・管理のため、平成 18 年 12 月 1 日付でコンプライアンス担当役員を設けます。

以 上